

奥多摩町教育委員会 殿

学校名 奥多摩町立氷川小学校

校長名 松 井 良 印

令和4年度教育課程について（届）

このことについて、奥多摩町立学校の管理運営に関する規則第29条に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

自主・創造の精神に富んだ心身共に健全な児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

○自ら進んで学ぶ子

「課題解決力」「開拓力」「主体性」

○仲よくやさしい子

「共感力」「協働力」「協調性」

○健康で明るい子

「体力」「健康維持力」「自律性」

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 自ら進んで学ぶ子

- ① 基礎的・基本的かつ生きて働く知識・技能の習得と定着を図る。
- ② 課題解決型学習や言語活動の充実を図り、プログラミング的思考や多面的・多角的に考える力を土台とした、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成する。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実践に向けた授業改善やキャリア教育の充実により、学びを人生に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養を図る。
- ④ 外国語教育やボランティアマインドの育成を図る教育の充実を図り、グローバル化社会を生き抜く力を育成する。
- ⑤ ICT機器の積極的活用により、情報活用能力を高め、課題を協働的に解決する力を養う。
- ⑥ カリキュラムマネジメントを充実させ、教科等横断的な視点で教育活動を編成し、身に付けさせたい資質・能力の向上を図る。

イ 仲よくやさしい子

- ① 学校の言語環境を整え、人権尊重の精神や自尊感情を育む。
- ② 異学年交流や保小中連携の充実を図り、望ましい人間関係の基盤を養い、思いやりの心を育む。
- ③ 地域リソースを積極的に活用し、自然体験学習の充実を図り、郷土愛や地域社会に貢献しようとする態度を養う。
- ④ 全教育活動における道徳教育を充実させ、生命尊重や規範意識の向上を図り、よりよく生きるための道徳性を養う。
- ⑤ 障害者理解教育やジェンダー教育の充実を図り、個性や多様性を認め、いじめを生まない想像力豊かな人間性を育成する。

ウ 健康で明るい子

- ① 多様な運動の機会を確保し、体力の向上を図る。
- ② 適切な食習慣や運動習慣の定着を図り、専門家や関係諸機関と連携し、心身共に健康で明るい生活ができる、豊かなスポーツライフを実現する力を育成する。
- ③ 安全教育や防災教育の充実を図り、危険を予測し回避する能力を育てる。
- ④ 特別支援教育の充実を図り、個に応じた指導を徹底することで不登校を未然に防ぎ、自己肯定感を高め、自己実現のために自ら伸びようとする力を育てる。
- ⑤ 他機関との連携とSOSの出し方に関する教育の推進を図り、虐待等の早期発見に努め、児童の自立を支援する。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ① よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を地域社会と共有し、コミュニティ・スクールを活用することで、社会に開かれた教育課程の実現を図る。

第2表の1

学校名 奥多摩町立氷川小学校

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動

ア 各教科

- ① 各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にし、探究型学習や協働的課題解決型学習の授業展開に努め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を推進する。
- ② 加配教員を中心に「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童の実態に合わせたきめ細かい、個に応じた習熟度別指導を充実させる。
- ③ 学校図書館やタブレット型端末を使用しているインターネットツールの活用を通して、探究活動や、読書活動を推進する。
- ④ 各種学力調査や体力・運動能力調査、生活・運動習慣調査の結果を分析して、育成を目指す資質・能力に則した授業改善推進プランを作成し、授業改善の具体策を講じる。
- ⑤ 「アクティブプラン to2020-総合的な子供の基礎体力向上方策<第3次推進計画>」及び「総合的な子供の基礎体力向上方策<第4次推進計画>」を踏まえた取組を通して、日常的な運動習慣と基本的な運動能力を身に付けるとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の向上、心と体の健康の促進を図る。

イ 道徳科

- ① 「考える道徳」「議論する道徳」授業を推進し、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を行い、内面的資質の向上を図り、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育む。
- ② 道徳授業地区公開講座では、全学級での授業公開と意見交換会を開催し、道徳教育への関心を高め、保護者・地域と一体となり児童の豊かな心を育むことについて考える。

ウ 外国語活動

- ① 第3・4学年で各35単位時間を設定して計画的に指導を行い、外国語でコミュニケーション能力の素地を養う。
- ② 文部科学省や東京都教育委員会からの教材を有効活用し、教材・教具や英語ルームを計画的に整備し、指導の充実を図る。
- ③ 常勤ALTの活用場面を外国語科や外国語活動に限定せず、学校行事等教育活動全般に活用場面を設け、いつでも外国語に触れることのできる環境づくりや、外国語に慣れ親しむ指導の充実を図る。

エ 総合的な学習の時間

- ① 総合的な学習の時間の目標に沿った指導計画に基づき、探究的かつ協働的な課題解決型学習を中心に据えた教育活動を実施し、よりよく課題を解決し、自己実現に向けた生き方を考えていくための資質・能力の育成を図る。
- ② 地域人材を有効活用し、人との関りや体験活動を通して「奥多摩のよさ」を多面的・多角的に捉え、地域の伝統文化を尊重する態度を養う。
- ③ 世界の国々の文化に触れるとともに、日本や東京、奥多摩の伝統・文化について理解を深める。
- ④ 各教科の学習内容と関連させながら、学校2020レガシーやSDGsを踏まえた持続可能型の環境教育を実施する。

オ 特別活動

- ① 異学年交流活動を通して、児童の主体性を育み、互いのよさや可能性を発揮させながら、集団や自己の生活上の課題を解決していく学習スタイルを定着させる。
- ② 栄養士を活用しての食育の推進、養護教諭を活用しての心身の健康の保持増進に関する指導を計画的に実施する。
- ③ 学びのプロセスを記述し振り返るキャリア・パスポートを積極的に活用し、新たな学習や生活の意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を計画的に行う。

第2表の2

学校名 奥多摩町立氷川小学校

(2) 特色ある教育活動

- ア 「奥多摩学習」の全体計画を基に、コミュニティ・スクールの強みを生かし地域リソースを活用して、各教科と道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の教科等横断的な学習活動を展開する。奥多摩の自然に着目した学習に重点的に取り組ませ、郷土愛を育み、伝統文化への理解を深め、地域社会に貢献しようとする態度を育成する。
- イ よりよい学校教育がよりよい社会を創るという基本理念を地域と共有し、学校行事や学校公開等への、地域・保護者の参画を促し、社会に開かれた教育課程の実現を図る。
- ウ 第4・5・6学年の移動教室及び多摩川源流観察、林業体験や井之頭小学校との交流学習を通して、多面的・多角的に物事を捉える視野を広げ、地域による生活習慣の違いを学び、奥多摩の地域性の理解を深め、奥多摩の次代を担う意識を醸成する。
- エ 特別支援教育コーディネーターを中心に、管理職、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による特別支援委員会を定期的で開催し、関係諸機関との連携を強めながら、個に応じた指導や保護者への啓発を進め、特別支援教育の充実を図る。
- オ 校務支援システム等を有効に活用し、氷川保育園・古里小学校・奥多摩中学校との連携を深め、合同連絡会、合同行事及び共同学習を充実させる。
- カ 本校の「学校2020レガシー」を「ボランティアマインドの育成」と、「障害者理解」と設定し、キャリア教育と人権教育の充実を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ① 日々の活動の中で心の教育に力を入れ、人権と個性を尊重し、思いやりの心を育み、豊かな人間関係を築く。新型コロナウイルス感染に伴う人権侵害を含め、「いじめは絶対に許さない」という意識を学校全体、学級内で醸成させ、いじめを生まない学校づくりを推進し、各学年、年3回のいじめ防止等に関する授業を実践する。
- ② 学校いじめ防止基本方針に則り、年3回のアンケートの実施や日常の行動観察を通して、児童の実態を把握し、いじめを認知した際には、学校いじめ委員会で情報共有し、組織的な対応、見守り、声掛けを行う。
- ③ 生活指導朝会、心理士の巡回指導等を活用し組織的に児童理解を図る。更に児童との日常的な関わり合いを強め、温かな信頼関係を築くように努める。「いじめ総合対策〈第2次〉〈東京都教育委員会〉」を基に、年3回のいじめ防止研修を実施し、いじめ防止等へ組織的対応力を高める。
- ④ 基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自他の生命を大切に、自尊感情を高め、自己肯定感を育む指導を行う。
- ⑤ 児童虐待予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関と連携強化のために必要な対応を図る。
- ⑥ SOSの出し方に関する教育を体育科（保健）、道徳科、特別活動等の1単位時間以上を使って、スクールカウンセラー、地域の保健師を活用して夏季休業前に実施する。
- ⑦ 不登校及び不登校傾向の児童、特別の配慮を要する児童の状況について情報を共有し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関等と連携しながら、組織的な対応を図る。
- ⑧ 地震や風水害、土砂災害等の自然災害発生やJアラート発令時や災害等の緊急時における連絡体制等について危機管理マニュアルを基に対応策を確認し、有事に対応できる環境整備を行う。
- ⑨ 関係諸機関との連携や地域人材の活用により、セーフティ教室及び薬物乱用防止教室における指導の充実を図る。
- ⑩ SNS東京ノートを活用して、情報モラル、情報セキュリティに関わる指導を計画的に行う。保護者に対しても、各家庭のルール作成を勧め、スマートフォンやゲーム機器等使用時間及び場面の管理、フィルタリングの設定、課金トラブルや個人情報保護・流出防止について啓発を行う。

イ 進路指導

- ① 中学校体験や出前授業等を活用し、中学校生活に見通しをもたせ、一人一人の自己実現に向けて自ら伸びようとする力を育成するためのキャリア教育を推進する。
- ② 基礎的・汎用的能力を確実に育成するためのカリキュラムマネジメントを充実させ、社会・職業との関連を重視した、実践的・体系的な活動を積極的に取り入れた教育計画を実施する。